

資 料

（ 所 得 稅 関 係 ）

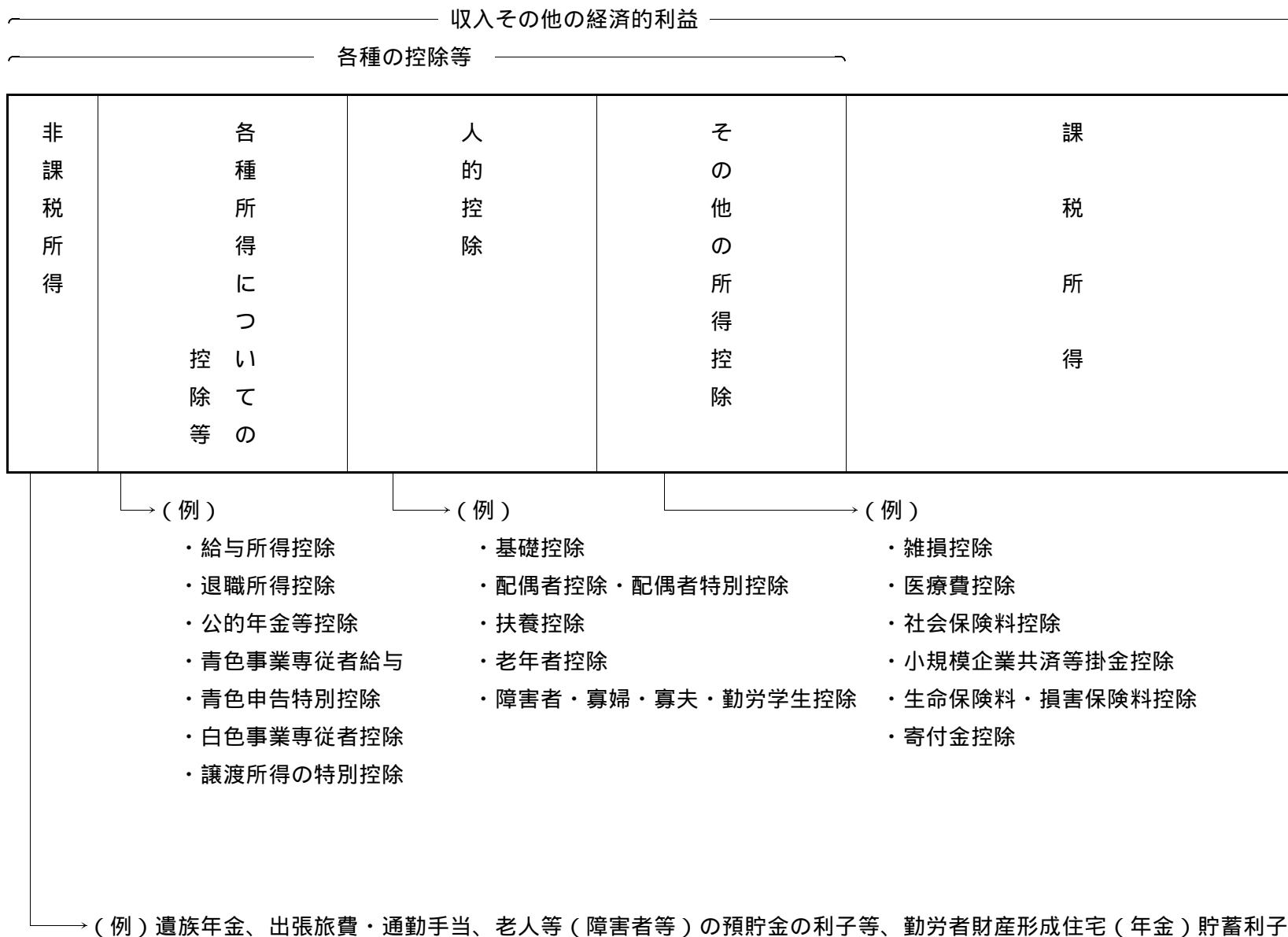
目 次

・ 課税ベース（イメージ図）	1
・ 基礎的な人的控除の概要（所得税）	2
・ 特別な人的控除の概要（所得税）	3
・ 人的控除額の推移（平年分）	4
・ 所得税の各人的控除（扶養控除については対象区分別）の減収見込額	5
・ 世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（所得税）	6
・ わが国税制の現状と課題（要約） - 主要な控除 -	7
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）	8
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の主な沿革（所得税）	9
・ 平成13年度国民生活白書（抄）	10
・ パートタイム就業者の課税最低限の推移（所得税）	11
・ 扶養控除の概要（所得税）	12
・ 扶養控除の主な沿革（所得税）	13
・ 主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要	14
・ 課税単位の類型	15
・ わが国税制の現状と課題（抄） - 特別な人的控除 -	16
・ 障害者控除	17
・ 老年者控除	18
・ 老年者控除適用人員の推移（平成12年分）	19
・ 主要国における老年者に関連する控除の概要	20
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	21
・ 寡婦（寡夫）控除	22
・ 勤労学生控除	23

・ 家庭からの給付程度別・アルバイト従事者の全学生に対する割合（大学・昼間部）	24
・ アルバイト従事者の従事時期別・職種別学生数の割合（大学・昼間部）	25
・ わが国税制の現状と課題（要約） - 給与所得控除 -	26
・ 給与所得控除	27
・ 給与所得控除の沿革	28
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）	29
・ 勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別 1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成12年）	30
・ 給与所得者の特定支出控除	31
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要	32
・ アメリカの給与所得者の課税所得計算フローチャート（イメージ）	33
・ 税制の抜本的見直しについての答申（抄） - 特定支出控除関係 -	34
・ 給与所得の源泉徴収制度の概要	35
・ わが国税制の現状と課題（抄） - 源泉徴収・年末調整 -	36
・ 所得税の確定申告書提出状況の推移	37
・ わが国税制の現状と課題（要約） - 退職所得 -	38
・ 退職所得の課税方式	39
・ 退職所得の課税状況の推移	40
・ 各国における退職金課税	41
・ 退職年金制度を有する企業の形態別構成比	42
・ 退職金制度の形態別男子定年退職者の退職金	43
・ その他の所得控除制度の概要（所得税）	44
・ わが国税制の現状と課題（要約） - その他の所得控除 -	45
・ 雑損控除	46
・ 医療費控除	47

・ 医療費控除の適用状況の推移	48
・ 社会保険料控除	49
・ 寄付金控除	50
・ 主要国における寄付金の取扱い	52
・ 住宅ローン控除制度の概要	53
・ 給与階級別の所得税の非納税者数（民間給与所得者）	54

課税ベース（イメージ図）



基礎的な人的控除の概要（所得税）

		対 象 者	控 除 額	本人の所得要件	適用人員等 (単位：万人)
基 礎 控 除		・本人	38万円	/	4,276
配 偶 者 控 除	控除対象配偶者	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円		1,295
	老人控除対象配偶者	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円		32
	(同居特別障害者加算)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円		(6)
配 偶 者 特 別 控 除		生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	年間所得 1,000万円以下	1,200
扶 養 控 除	扶 養 親 族	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	/	1,697
	特 定 扶 養 親 族	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円		573
	老 人 扶 養 親 族	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円		331
	(同居特別障害者加算)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円		(26)
	(同居老親等加算)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	(259)	

(注) 1. 「適用人員等」欄は、平成12年分の民間給与の実態（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るもの）と申告所得税の実態との単純合計であり、重複排除は行っていない。

2. 扶養控除の「適用人員等」欄は対象となる被扶養者の人数であり、扶養控除の適用を受けている本人は1,447万人である。

特別な人的控除の概要（所得税）

対 象 者	控 除 額	本人の所得要件	適用人員等 (単位：万人)
障害者控除	27万円	/	6.1
(特別障害者控除)	40万円		5.5
老年者控除	50万円	年間所得 1,000万円以下	25.2
寡婦控除	27万円	の場合 年間所得 500万円以下	2.3
(特別寡婦加算)	+8万円	年間所得 500万円以下	1.8
寡夫控除	27万円	年間所得 500万円以下	7
勤労学生控除	27万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下	- (6)

(注) 1. 「適用人員等」欄は、平成12年分の民間給与の実態（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るもの）と申告所得税の実態との単純合計であり、重複排除は行っていない。

2. 障害者控除の「適用人員等」欄は対象となる障害者の人数であり、勤労学生控除の「適用人員等」欄のカッコ書きは、民間企業勤務者で、非納税者に該当する者の人数である。

人的控除額の推移（平年分）

区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老人配偶者 控 除	配 偶 者 特別控除	扶養控除	特 定 扶 養 控 除	年 少 扶 養 控 除	老人扶養控除		同居特別 障害者扶養 (配偶者) 控 除	障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除	勤労学生 控 除
								一 般	同居老親等		一 般	特 別		一 般	母 子 家 庭		
昭和 年			(52年創設)	(62年創設)		(元年創設)	(11年創設)	(47年創設)	(54年創設)	(57年創設)	(25年創設)	(43年創設)	(26年創設)	(26年創設)	(元年創設)	(56年創設)	(26年創設)
40	13万円	12万円			13歳以上 6万円 13歳未満 5万円						(税額控除) 6千円		(税額控除) 6千円	(税額控除) 6千円			(税額控除) 6千円
41	14	13			6						"		"	"			"
42	15	15			7						(所得控除) 7万円		(所得控除) 7万円	(所得控除) 7万円			(所得控除) 7万円
43	16	16			8						8	(創設) 12万円	8	8			8
44	17	17			10						9	13	9	9			9
45	18	18			12						10	14	10	10			10
46	20	20			14						12	16	12	12			12
47	"	"			"			(創設) 16万円			"	"	"	"			"
48	21	21			16			19			13	19	13	13			13
49	24	24			24			28			16	24	16	16			16
50・51	26	26			26			32			20	28	20	20			20
52・53	29	29	(創設) 35万円		29			35			23	31	23	23			23
54・55	"	"	"		"			"	(創設) 40万円		"	"	"	"			"
56	"	"	"		"			"	"		"	"	"	"		(創設) 23万円	"
57	"	"	"		"			"	"	(創設) 34万円	"	"	"	"		"	"
58	(30)"	(30)"	(36)"		(30)"			(36)"	(41)"	(35)"	"	"	"	"		"	"
59	33	33	39		33			39	46	40	25	33	25	25		25	25
60・61	"	"	"		"			"	"	47	"	"	"	"		"	"
62	"	(38)"	(44)"	(創設) 11.25万円	"			"	"	(52)"	"	"	"	"		"	"
63	"	"	"	16.5	"			"	"	"	"	"	50	"		"	"
平成元～4	35	35	45	35	35	(創設) 45万円		45	55	65	27	35	"	27	(創設) 35万円	27	27
5・6	"	"	"	"	"	50		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7～9	38	38	48	38	38	53		48	58	68	"	"	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	"	58		"	"	73	"	40	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"	63	(創設) 48万円	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
12～	"	"	"	"	"	"	(加算廃止)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(備考) 1. 昭和58年の()書は、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」適用後のものである。

2. 昭和62年の()書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

所得税の各人的控除 (扶養控除については対象区分別) の減収見込額 (平成14年度予算ベース)

区 分	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配偶者特別控除	扶 養 控 除			
				一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等	
平年度 減収額	2.1兆円 程度	0.7兆円 程度	0.5兆円 程度	1.8兆円 程度	1.0兆円 程度	0.5兆円 程度	0.3兆円 程度

わが国税制の現状と課題（抄）
21世紀に向けた国民の参加と選択
（要約）

平成12年7月
税制調査会

4. 課税ベースとしての所得
（主要な控除）

基礎控除、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除を基礎的な人的控除と呼び、これらは世帯構成などといった納税者の税負担能力を減殺させる基本的な事情を斟酌するため設けられています。

基礎的な人的控除については、世帯構成の変化、女性の社会進出、高齢化の進展などの社会の変化を踏まえ、公平・中立の観点などから、簡素化、集約化の余地がないか検討を加えていく必要があります。

なお、これらの人的控除は個々の納税者の税負担能力に関する諸事情を斟酌するための基本的な仕組みとして納税者に定着していることに留意すべきであるとの意見がありました。

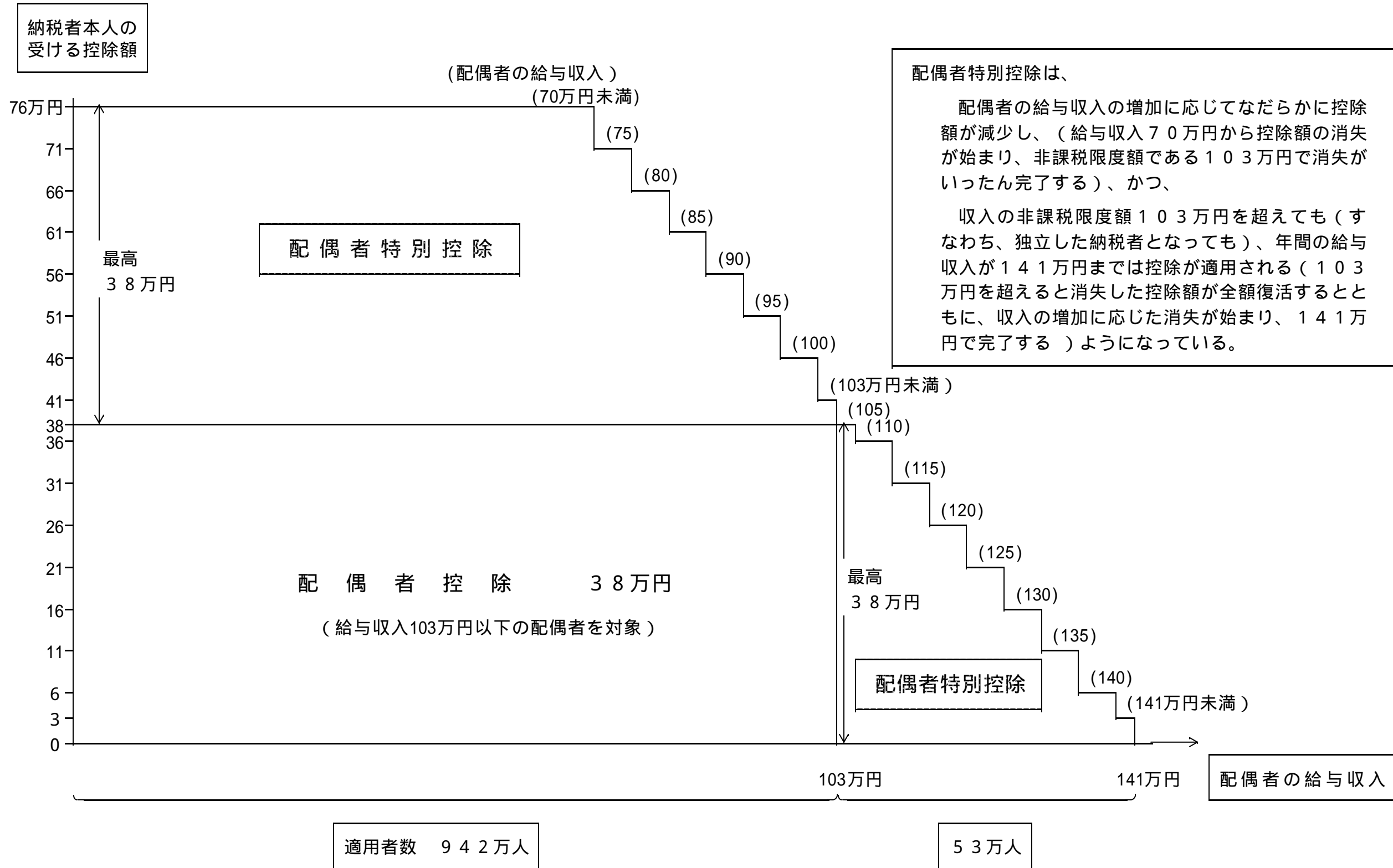
配偶者に係る控除について、世帯構成などに応じた税負担能力の調整の観点からは、配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。**配偶者に係る控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、そのあり方について検討を加える必要があります。**

なお、配偶者控除等は現実には多数の世帯に適用され、定着していることから、慎重な検討を要するのではないかとの意見もありました。

扶養控除については、各種の割増、加算によって、扶養親族の様々な特徴を考慮して、きめ細かな配慮を行うことが可能となっていますが、その反面、制度はかなり複雑なものとなっています。年金、医療、介護などの社会保障制度の整備状況などをも勘案すれば、税制として、**扶養親族について細かな区分を設け、控除制度を細分化することが適当かどうか、基礎控除、配偶者控除等の他の人的控除とのバランス、扶養親族間におけるバランスなども踏まえながら、検討を加える必要があります。**

扶養控除をめぐるのは、少子化対策の観点から、児童手当に代替させてはどうかという考え方があります。基礎的な人的控除のうち児童に係る扶養控除の部分のみを縮減する場合には、世帯構成に応じた税負担能力の調整機能を損なう、また、他の扶養親族に係る扶養控除や、基礎控除、配偶者控除等の他の基礎的な人的控除とのバランスを失するといった個人所得課税の基本に関わる問題点があります。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）



（備考）適用者数は、国税庁「民間給与の実態」（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（納税者））による。なお、配偶者控除の適用があり、かつ、配偶者特別控除の適用がない者は158万人である。

配偶者控除・配偶者特別控除の主な沿革（所得税）

	配偶者控除額	配偶者特別控除額
昭和 36 年	{ 扶養控除に代えて } 90,000円 { 配偶者控除を創設 }	
52	290,000円	
59	330,000円	(昭和62年創設)
62	380,000円	112,500円
63	330,000円	165,000円
平成 元	350,000円	350,000円
7~	380,000円	380,000円

(本人の所得要件)
800万円以下
"
1,000万円以下
"

(注) 62年の配偶者控除額は、昭和62年分所得税の臨時特例法適用後のものである。

(参考) 税制の抜本的見直しについての答申(抄) [昭和61年10月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税

6 課税単位及び配偶者特別控除等

(3) 配偶者特別控除の創設

(中略)

片稼ぎの給与所得者世帯にあつては、所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのがおそらくは自然であり、その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たつて、何らかのしん酌を加えることが妥当ではないかと思われる。

その場合、配偶者が所得を稼得する仕事に直接従事しているわけではないことから、所得を分与する形でしん酌するには無理があると考えられる。そこで、所得の稼得に対する配偶者の貢献といった事情をも念頭に置きつつ、世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で、現行の配偶者控除に加え、おおむねその半分程度を目途として所得税においては15万円、個人住民税においては12万円の配偶者特別控除を設けることが適当である。

(中略)

なお、所得の稼得に対する配偶者の貢献という点については、共稼ぎ世帯や事業所得者の世帯においても同様の状況にあるのではないかとする指摘や配偶者特別控除についても二分二乗制の場合と同様に女性の社会進出を抑制するおそれがあるという意見があつた。

平成13年度国民生活白書(抄)
 ~家族の暮らしと構造改革~

(平成14年3月26日 内閣府)

第2章 家族の働き方の現状と課題

1. 夫婦の働き方の現状

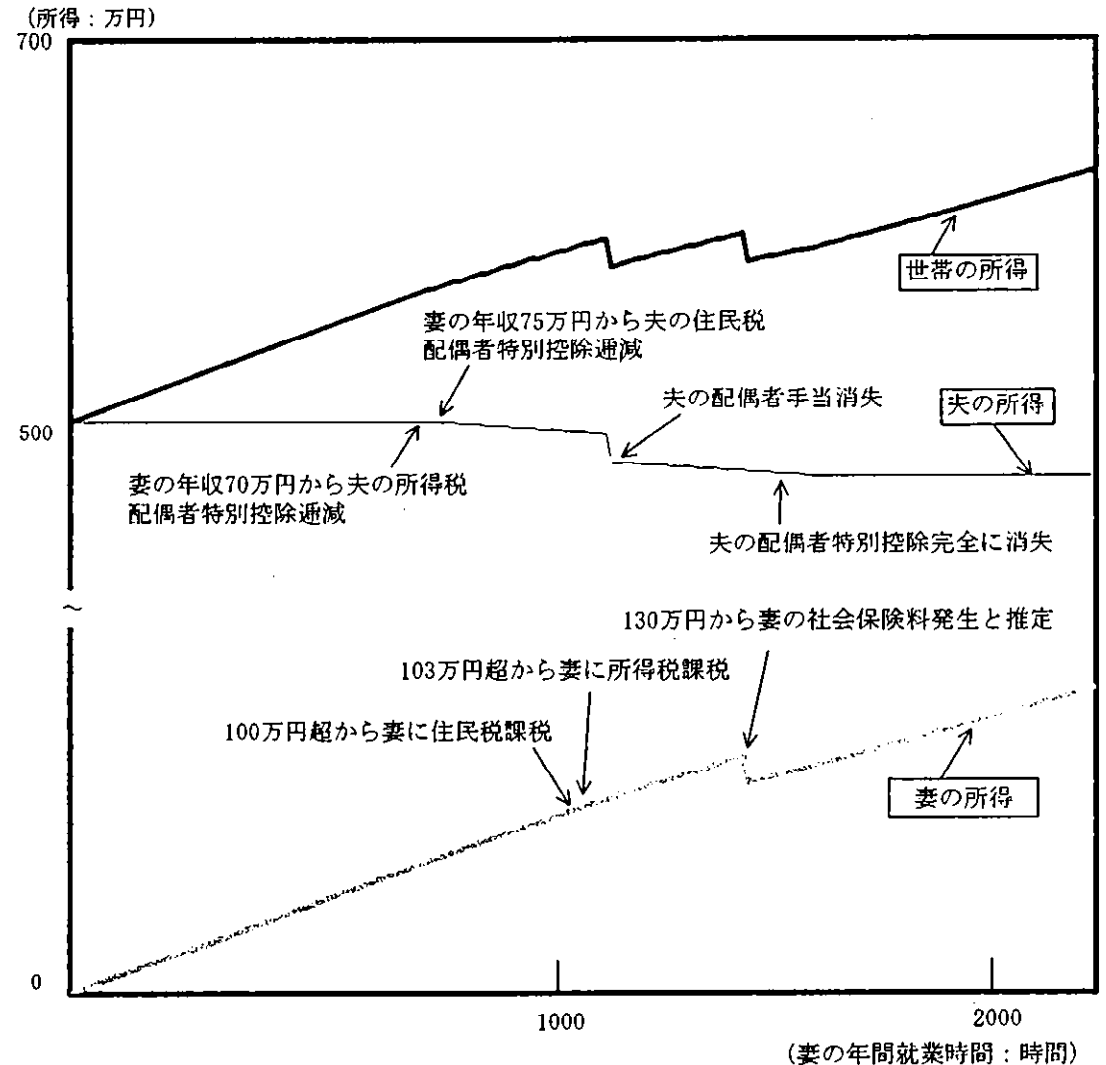
パートタイム賃金を巡る状況

—拡大する女性フルタイム、パートタイム就業者の賃金格差—

(中略)

この賃金格差拡大にはさまざまな要因が影響しているものと考えられるがその一つとして、いわゆる「就労調整」の存在が指摘されている。これは、サラリーマンの妻が就業し、妻の収入が増加するのにもなって、夫が企業から支給される配偶者手当が打ち切られること、妻の社会保険料負担が発生すること、夫や妻の税負担が増加することやそれが急増するのではないかという誤解があることから、妻が自身の収入を一定の範囲内に収めるように就業時間等を調整するというものである(第2-7図)。女性パートタイム就業者の年収が90~100万円に集中しているのは、こうした就労調整が影響しているものと考えられるが、これは就業時間によって調整されるだけでなく、時間あたり賃金によって調整される場合もあり、結果的にパートタイム賃金の上昇に抑制的に機能していることが指摘されている。

第2-7図 妻の就業に伴うサラリーマン世帯所得の変化

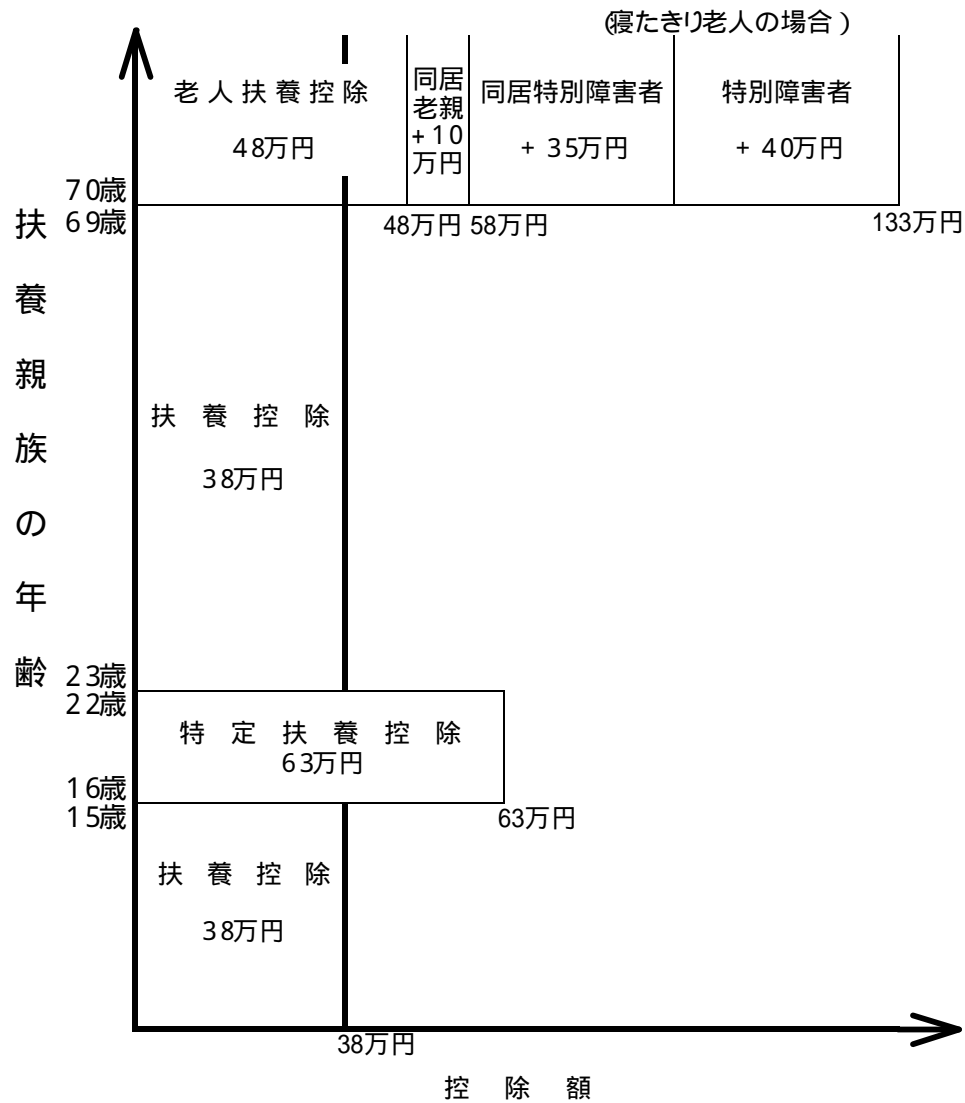


(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」(2000年)、「毎月勤労統計調査報告」(2000年12月)「賃金労働時間制度等総合調査報告」(1997年)、社会保険庁「事業年報」(1999年)により作成。
 2. 年金については保険料そのものを負担額として、所得より控除した。
 3. 詳細は付注4を参照。

パートタイム就業者の課税最低限の推移 (所得税)

区 分	パート収入の課税最低限 (+)	給与所得控除の最低保障額	基 礎 控 除
昭和50年	} 76万円	}	} 26万円
51			
52	} 79万円	}	} 29万円
53			
54			
55			
56			
57	} 80万円	}	} 30万円
58			
59	} 90万円	}	} 33万円
60			
61			
62			
63	} 100万円	}	} 35万円
平成元年			
2			
3			
4			
5			
6			
7	} 103万円	}	} 38万円
8			
9			
10			
11			
12			

扶養控除の概要（所得税）



扶養控除の主な沿革（所得税）

	一般扶養控除額	特定扶養控除額	年少扶養控除額	老人扶養控除額	
				一般	同居老親等
昭和 59 年	(昭和25年所得控除に改組) 330,000円	(平成元年創設) 450,000円		(昭和47年創設) 390,000円	(昭和54年創設) 460,000円
平成 元	350,000円	450,000円		450,000円	550,000円
5	〃	500,000円		〃	〃
7	380,000円	530,000円		480,000円	580,000円
10	〃	580,000円	(平成11年創設)	〃	〃
11	〃	630,000円	480,000円	〃	〃
12～	〃	〃	(平成12年加算廃止)	〃	〃

(参考) 税制改革についての中間答申(抄) [昭和63年4月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(1) 所得税

(中略)

我が国の所得税の課税最低限は、主要諸外国に比較して既に高い水準に達しており、抜本答申においては基礎的な人的控除は据え置くことが適当であるとしたところである。しかしながら、最近においては、昭和52年及び59年を除き見直しが行われていないことから控除の水準が相対的に低くなつてきており、有業人口に占める所得税納税者の割合も高くなつてきていることや新しい方式の間接税の導入を含む税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点からすれば、中低所得者層の所得税負担の軽減を図る必要があると考えられるところから、基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当である。

具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

(中略)

八 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。

主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス														
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）														
納税者本人に関する控除	人的控除 38万円 《所得控除》	人的控除 3,000ドル [36.6万円] 《所得控除》	人的控除 4,535ポンド [78.9万円] 《所得控除》	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 7,236ユーロ [78.1万円] ・ 合算分割課税 14,472ユーロ [156.2万円]	なし 税率適用課税所得 4,121ユーロ [44.5万円]														
配偶者に関する控除	・ 配偶者控除 38万円 (注)配偶者の所得金額が76万円未満（給与収入141万円未満）である場合には、配偶者特別控除として、その配偶者の所得金額に応じた一定額を所得控除することができる。 (最高38万円)	・ 人的控除 3,000ドル [36.6万円] 夫婦共同申告を選択した場合に、3,000ドルの2倍の人的控除が認められる（3,000ドルが配偶者控除相当額となる）。	・ なし (注)2000年4月に、夫婦者税額控除が廃止された	・ なし	・ なし (注)家族除数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・ 独身者</td><td>1</td></tr> <tr><td>・ 夫婦者</td><td>2</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子1人</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子2人</td><td>3</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子3人</td><td>4</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子4人</td><td>5</td></tr> <tr><td>以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。</td><td></td></tr> </table>	・ 独身者	1	・ 夫婦者	2	・ 夫婦子1人	2.5	・ 夫婦子2人	3	・ 夫婦子3人	4	・ 夫婦子4人	5	以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。	
・ 独身者	1																		
・ 夫婦者	2																		
・ 夫婦子1人	2.5																		
・ 夫婦子2人	3																		
・ 夫婦子3人	4																		
・ 夫婦子4人	5																		
以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。																			
親族等を扶養している場合の控除等	・ 扶養控除 扶養親族 38万円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>特定扶養親族（16歳以上23歳未満）</td><td rowspan="2">}</td></tr> <tr><td>63万円</td></tr> </table>	特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	}	63万円	・ 人的控除（被扶養者1人につき3,000ドル [36.6万円] の所得控除 ・ 子女控除（17歳未満の扶養子女1人につき600ドル [7.3万円] の税額控除）	・ 児童税額控除（16歳未満の扶養子女が1人以上ある場合520ポンド [9.0万円] の税額控除）	・ 子女控除（扶養子女1人につき5,808ユーロ [62.7万円] の所得控除） (注)子女控除と児童手当の有利な方を適用	・ なし											
特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	}																		
63万円																			

(注) 1 . 平成14年1月現在の各国の税法による。
2 . () 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。
1 ドル = 122円、1 ポンド = 174円、1 ユーロ = 108円

課税単位の類型

類 型		考 え 方
個 人 単 位		<p>稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス)</p>
夫婦単位 又は 世帯単位	合算分割 課 税	<p>夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度(実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度(実施国：アメリカ(夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用))
		<p>夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(n分n乗)課税を行う。 (実施国：フランス(家族除数制度))</p>
	合 算 非 分 割 課 税	<p>夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。</p>

(注)

1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から個人単位の課税に移行した。
2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と個人単位との選択制となっている。
3. 諸外国における民法上の私有財産制度について
 - (1)アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、一般的にアングロサクソン系の州は夫婦別産制、ラテン系の州は夫婦共有財産制。
 - (2)イギリス：1882年の妻財産法(Married Women's Property Act 1882)により、夫婦別産制が採用。
 - (3)ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。
 - (4)フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する)。

わが国税制の現状と課題（抄）

2 1 世紀に向けた国民の参加と選択

〔平成 12 年 7 月〕
税制調査会

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

6 . 所得控除

(2) 特別な人的控除

基礎的な人的控除に加えて、障害や高齢など特別な人的事情のために追加的費用を要することによって税負担能力（担税力）が減殺されることなどを斟酌して調整するとの見地から、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、寡夫控除及び勤労学生控除といった特別な人的控除が設けられています。

特別な人的控除については、それぞれの制度の趣旨などを踏まえながら、経済社会の構造変化や社会保障制度の整備状況に照らして、制度創設時に比べて状況に変化が見られるのではないかとの観点などから、検討を加えていくことが必要です。

（参考）障害者控除は、精神又は身体に障害があることなどに配慮するものです。

65 歳以上の納税者本人に適用される老年者控除については、70 歳以上の扶養親族に適用される老人扶養控除等と併せ、少子・高齢化の進展によって高齢者が増加している中で、高齢者の生活実態が多様になっているため、単に高齢であるということのみに着目した配慮をどの程度行うべきか、各種の年金や介護保険といった社会保障制度の整備状況、年金税制との関係などを考慮しつつ検討を行うことが必要です。また、同様の観点から、控除の各種特別加算のあり方についても検討が必要です。

寡婦控除及び寡夫控除は、配偶者と死別または離婚した後に扶養親族を扶養しなければならない事情などに配慮するものです。が、女性の社会進出などを踏まえて、両控除の差異も含め、そのあり方を考えていくことが必要です。

勤労学生控除については、諸外国にも例のない制度であること、制度創設時の戦後の時期とは勤労学生の生活の事情も変わってきていることなどから存在意義は乏しくなっていると考えられます。

障害者控除

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

一般の障害者の場合 1人につき	27万円
特別障害者の場合 1人につき	40万円

(注1) 障害者の範囲

- (イ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ト) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(注2) 特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者及び重度の知的障害者と判定された者

- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までである者と記載されている者
- (e) 上記(ホ)又は(ハ)により障害者とされる者
- (f) 上記(ト)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

区分	障害者控除	特別障害者控除
	(昭和25年創設)	
昭和25年	所得控除 1万2,000円	
26年	" 1万5,000円	
27年	税額控除 4,000円	
30年	" 5,000円	
37年	" 6,000円	
42年	所得控除 7万円	(昭和43年創設)
43年	" 8万円	所得控除 12万円
44年	" 9万円	" 13万円
45年	" 10万円	" 14万円
46年	" 12万円	" 16万円
48年	" 13万円	" 19万円
49年	" 16万円	" 24万円
50年	" 20万円	" 28万円
52年	" 23万円	" 31万円
59年	" 25万円	" 33万円
平成元年	" 27万円	" 35万円
10年	" "	" 40万円

老年者控除

1 制度の概要

納税者が老年者に該当するときは、50万円を「老年者控除」として所得控除できる。

【昭和26年創設】

(注) 老年者の範囲

65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

2 老年者控除の主な沿革

区分	控除額
	(昭和26年創設)
昭和26年	所得控除 15,000円
27年	税額控除制度(控除額 4,000円)へ改組
42年	所得控除制度(控除額 7万円)へ改組
43~52年	順次引上げ
59年	所得控除 25万円
62年	" 50万円(63年分から適用)

(参考) 高齢社会対策大綱(抄) [平成13年12月28日閣議決定]

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

(以下略)

給与所得者の収入階級別
 老年者控除適用人員 (平成12年分)

(単位:万人)

区分		適用人員
給与収入階級別		
給与所得者 (納税者)	200万円以下	7
	300 "	15
	400 "	15
	500 "	10
	600 "	6
	700 "	3
	800 "	4
	900 "	3
	1,000 "	2
	1,500 "	2
	合計 (A)	67
(参考)	非納税者計 (B)	54
	(A)+ (B)	122

合計所得階級別
 老年者控除適用人員 (平成12年分)

(単位:万人)

区分		適用人員
合計所得階級別		
申告所得 税の納税者	150万円以下	21
	200 "	29
	250 "	34
	300 "	22
	400 "	29
	500 "	16
	600 "	11
	700 "	8
	800 "	6
	1,000 "	8
	合計	184

(備考)国税庁「税務統計速報」により作成。

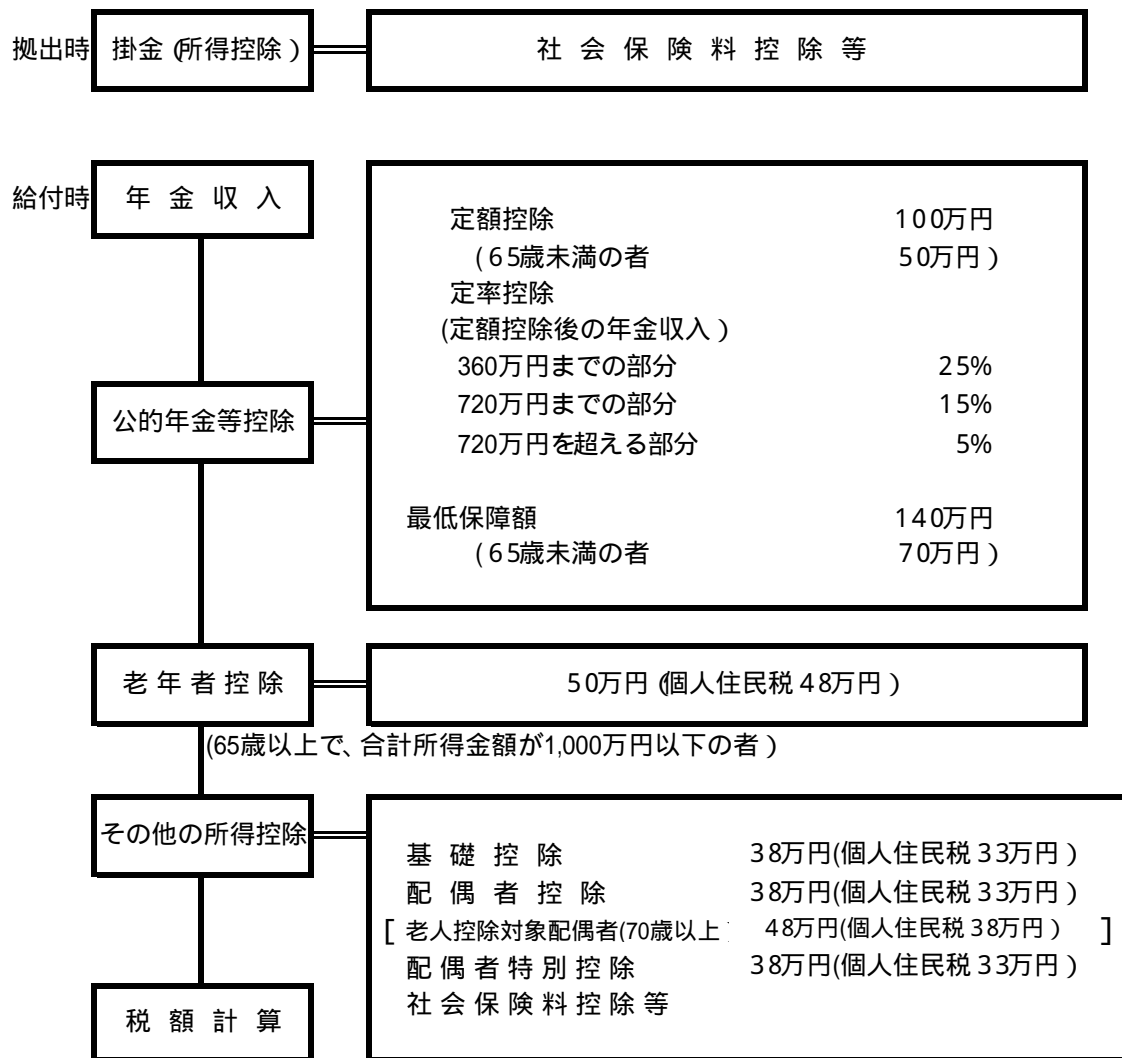
- (備考) 1. 国税庁「民間給与の実態」により作成。
 2. 表中の数値は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るものである。

主要国における高齢者に関連する控除の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
高齢の納税者本人に関する控除	<p>【高齢者控除】（所得控除）</p> <p>年齢 65 歳以上で、合計所得金額が 1,000 万円以下である高齢者に対して、50 万円の控除が認められる。</p>	<p>【概算控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者については、既婚者は 900 ドル（約 11.0 万円）、独身者は 1,150 ドル（約 14.0 万円）、概算控除が積み増しされる。</p> <p>【高齢者及び永久完全障害者控除】（税額控除）</p> <p>65 歳以上の者等については、独身者は 5,000 ドル、既婚者は 7,500 ドルから、社会保障給付額（非課税部分）等を控除した額の 15% の税額控除が認められる。</p>	<p>【基礎控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者については 5,990 ポンド（1,455 ポンド（約 25.3 万円）の加算）、75 歳以上の者については 6,260 ポンド（1,725 ポンド（約 30.0 万円）の加算）の基礎控除がそれぞれ認められる（加算分は所得に応じて消失）。</p>	<p>【高齢者控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者に対して、1,908 ユーロ（約 20.6 万円）を限度として、給与所得及びそれ以外の所得の 40% を控除する。</p>	<p>【高齢者控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者について、総所得額が 9,790 ユーロ以下の場合には 1,590 ユーロ（約 17.2 万円）、9,790 ユーロ超 15,820 ユーロ以下の場合には 795 ユーロ（8.6 万円）の控除が認められる。</p> <p>夫婦共に 65 歳以上の場合には、上記控除額は 2 倍となる。</p>
高齢の者を扶養している場合の控除	<p>【老人扶養控除】（所得控除）</p> <p>納税義務者の有する扶養親族が年齢 70 歳以上の者（老人扶養親族）の場合、48 万円の控除が認められる。</p> <p>ただし、納税義務者の有する老人扶養親族がその納税義務者又はその納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、その納税義務者又はその配偶者との同居を常況としている者（同居老親等）である場合には、58 万円（10 万円の加算）の控除が認められる。</p>	<p>【人的控除】（所得控除）</p> <p>その生活費の半分超が納税義務者により支弁され、かつ、総所得金額が 3,000 ドル未満の親族（年間を通じて同居している者をも含む。）1 人につき、3,000 ドル（36.6 万円）の控除が認められる。</p> <p>高齢の者を扶養する場合のみに認められる特別の措置ではない。</p>	なし	なし	<p>【尊属扶養料控除】（所得控除）</p> <p>扶養義務のある者を同居扶養している者は、尊属 1 人当たり 2,826 ユーロ（約 30.5 万円）を限度とした概算控除が認められる。</p>

（注）換算レートは、1 ドル = 122 円、1 ポンド = 174 円、1 ユーロ = 108 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 13 年 6 月から 11 月までの実勢相場の平均値）

公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較 (所得税)

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	236.3万円	339.9万円	354.3万円
公的年金受給者 (65歳未満)	112.5万円	218.3万円	232.6万円
給与所得者	114.4万円	220.0万円	

(個人住民税)

		老人者等非課税限度額	老人者等非課税限度額	老人者等非課税限度額
公的年金受給者 (65歳以上)	228.8万円	315.6万円	322.7万円	
公的年金受給者 (65歳未満)	107.1万円	196.7万円	203.9万円	
給与所得者	108.8万円	195.0万円		

寡婦（寡夫）控除

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

通常の場合	27万円
特別加算の場合	35万円 (8万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

	寡婦の要件		寡夫の要件
	通常の場合	特別加算の場合	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと又は生死不明の場合 		
扶養親族がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族である子を有すること ・ 年所得が500万円以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族である子を有すること ・ 年所得が500万円以下であること
扶養親族がない場合	死別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年所得が500万円以下であること 	
	離婚		

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡婦控除		寡夫控除	
	通常の場合	特別加算の場合		
昭和26年	(昭和26年創設) 所得控除 15,000円			
27年	税額控除	4,000円		
30年	"	5,000円		
37年	"	6,000円		
42年	所得控除	7万円		
43年	"	8万円		
44年	"	9万円		
45年	"	10万円		
46年	"	12万円		
48年	"	13万円		
49年	"	16万円		
50年	"	20万円		
52年	"	23万円		
56年	"	23万円		(昭和56年創設) 所得控除 23万円
59年	"	25万円		" 25万円
元年	"	27万円	(平成元年創設) 所得控除 35万円 " 27万円	

家庭からの給付程度別・アルバイト従事者の全学生に対する割合 (大学・昼間部)

(単位 :%)

区 分		昭和 51 年度	昭和 61 年度	平成 12 年度		
		平 均	平 均	平 均	国 立	私 立
アルバイト従事者	家庭からの給付のみで修学可能	44.9	49.0	46.2	41.4	47.8
	家庭からの給付のみでは修学に不自由	24.9	25.7	21.0	23.7	20.1
	家庭からの給付のみでは修学継続困難	7.3	8.3	10.5	11.9	9.9
	家庭からの給付なし	2.0	2.3	2.3	3.0	2.0
計		79.1	85.3	80.0	80.0	79.8
アルバイト非従事者		20.9	14.7	20.0	20.0	20.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 文部科学省「学生生活調査」により作成

アルバイト従事者の従事時期別・職種別学生数の割合 (大学・昼間部)

(単位 :%)

	区 分		アルバイト 従事学生数 (人)	従事時期別 割合	職 種					計
					家庭教師	事 務	軽労働	重労働・ 危険作業	特殊技能 その他	
昭和 51年度	国 立	長期休暇中のみ従事	44,312	17.5	13.7	9.5	58.3	14.0	4.5	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	33,451	13.2	35.5	3.9	47.6	5.1	7.9	100.0
		授業期間中に経常的に従事	63,363	25.1	91.1	1.1	5.2	0.5	2.1	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	111,801	44.2	75.6	1.3	16.7	3.7	2.7	100.0
		計 / 平 均	252,927	100.0	63.1	3.0	25.3	5.0	3.6	100.0
	私 立	長期休暇中のみ従事	432,977	46.8	3.5	8.9	68.3	13.8	5.5	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	117,588	12.7	11.3	6.8	65.4	5.1	11.4	100.0
		授業期間中に経常的に従事	82,458	8.9	58.0	4.2	28.7	2.3	6.8	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	292,115	31.6	28.8	4.6	49.1	6.9	10.6	100.0
		計 / 平 均	925,138	100.0	17.2	6.9	58.4	9.5	8.0	100.0
平成 12年度	国 立	長期休暇中のみ従事	36,564	10.0	15.2	6.1	63.9	9.0	5.8	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	52,668	14.5	27.8	9.8	46.8	6.3	9.3	100.0
		授業期間中に経常的に従事	67,584	18.6	47.6	5.5	40.6	2.0	4.3	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	207,240	56.9	40.5	4.1	47.8	2.2	5.4	100.0
		計 / 平 均	364,056	100.0	37.5	5.4	47.9	3.4	5.8	100.0
	私 立	長期休暇中のみ従事	179,142	12.4	5.0	8.4	68.4	11.4	6.8	100.0
		授業期間中に臨時的に従事	175,197	12.1	10.1	9.2	66.6	4.5	9.6	100.0
		授業期間中に経常的に従事	218,257	15.1	14.2	9.5	64.0	4.2	8.1	100.0
		長期休暇中も授業期間中も従事	873,685	60.4	11.7	6.0	70.0	3.8	8.5	100.0
		計 / 平 均	1,446,281	100.0	11.0	7.2	68.5	4.9	8.3	100.0

(注) 文部科学省「学生生活調査」により作成

わが国税制の現状と課題（抄）
21世紀に向けた国民の参加と選択
（要約）

平成12年7月
税制調査会

4. 課税ベースとしての所得
（主要な控除）

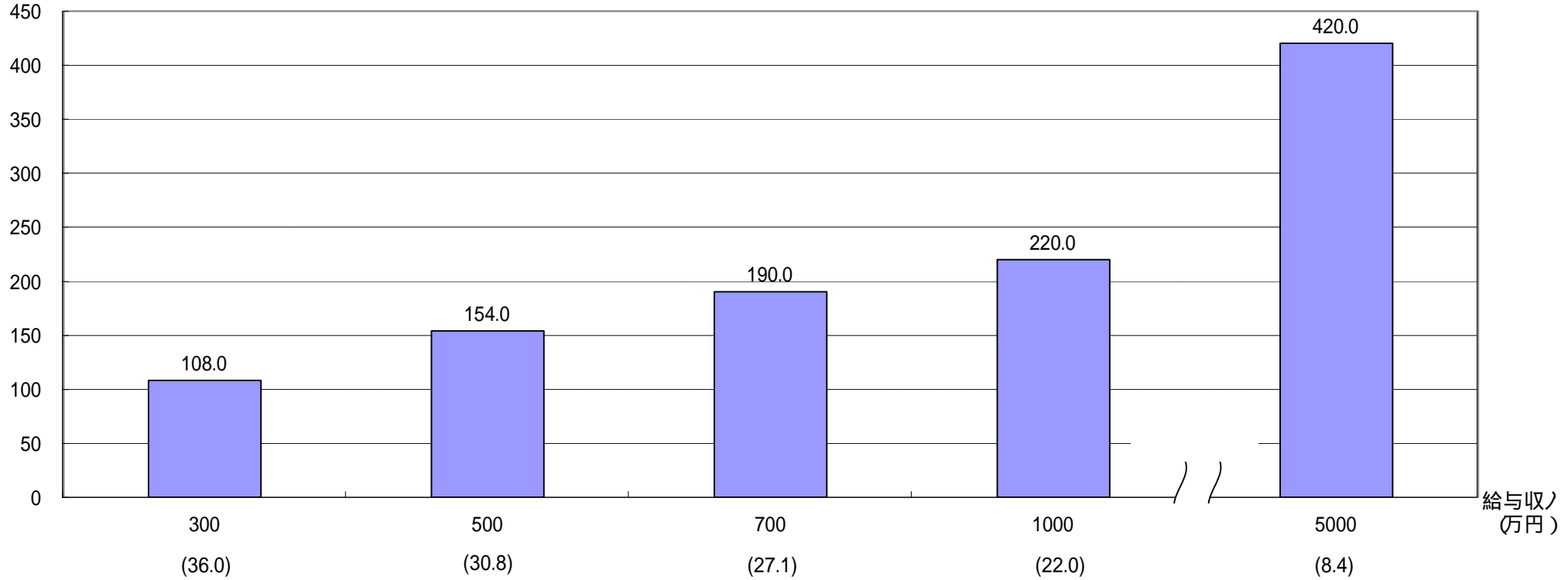
現行の給与所得控除の水準は、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては相当手厚いものとなっています。給与所得控除の性格については、従来、「勤務費用の概算控除」のほか、「他の所得との負担調整のための特別控除」の要素が含まれるものと整理してきました。この点については、給与所得者が社会の典型的な就業形態となっていること、雇用形態の多様化などが進み、被用者としてのサラリーマン特有の事情にも変化が見られること、手厚い水準の給与所得控除は職業選択など就業に対する中立性を損なうおそれがあるとも考えられること、主要国の概算控除の水準はわが国に比較して低いことなどを踏まえると、給与所得者に対して「他の所得との負担調整」といった一定の配慮を加える必要性があるとしても、その必要性は薄れてきていると考えられます。したがって **給与所得控除については、今後、勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で、そのあり方について検討を行っていく必要**があると考えます。

仮に、選択肢として、現行の給与所得控除を勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で見直しを行うこととすれば、特定支出控除の選択的適用が増加し、給与所得者が確定申告を通じて自らの所得及び税額を確定させる途を広げることにつながります。

給与所得控除

給与収入に応じた給与所得控除額

控除額 (万円)



給与所得控除制度の概要

給与収入	控除率
	(最低65万円)
180万円以下の部分	40%
360 "	30%
660 "	20%
1,000 "	10%
1,000万円超の部分	5%

給与総額に対する給与所得控除総額の割合

給与総額 (A)	給与所得控除総額 (B)	割合 (B/A)
222.8兆円	62.8兆円	28.2%

(備考 平成14年度予算ベース)

給与所得控除の沿革

大正 2年 勤労控除」の創設 (定率控除)

昭和49年以降現行までの制度の推移

昭和22年 分類所得税の廃止 (勤労所得」を 給与所得」に改称)

控除限度額の設定

昭和25年 シャウブ税制 (控除率引下げ)

昭和28年 給与所得控除」に改称

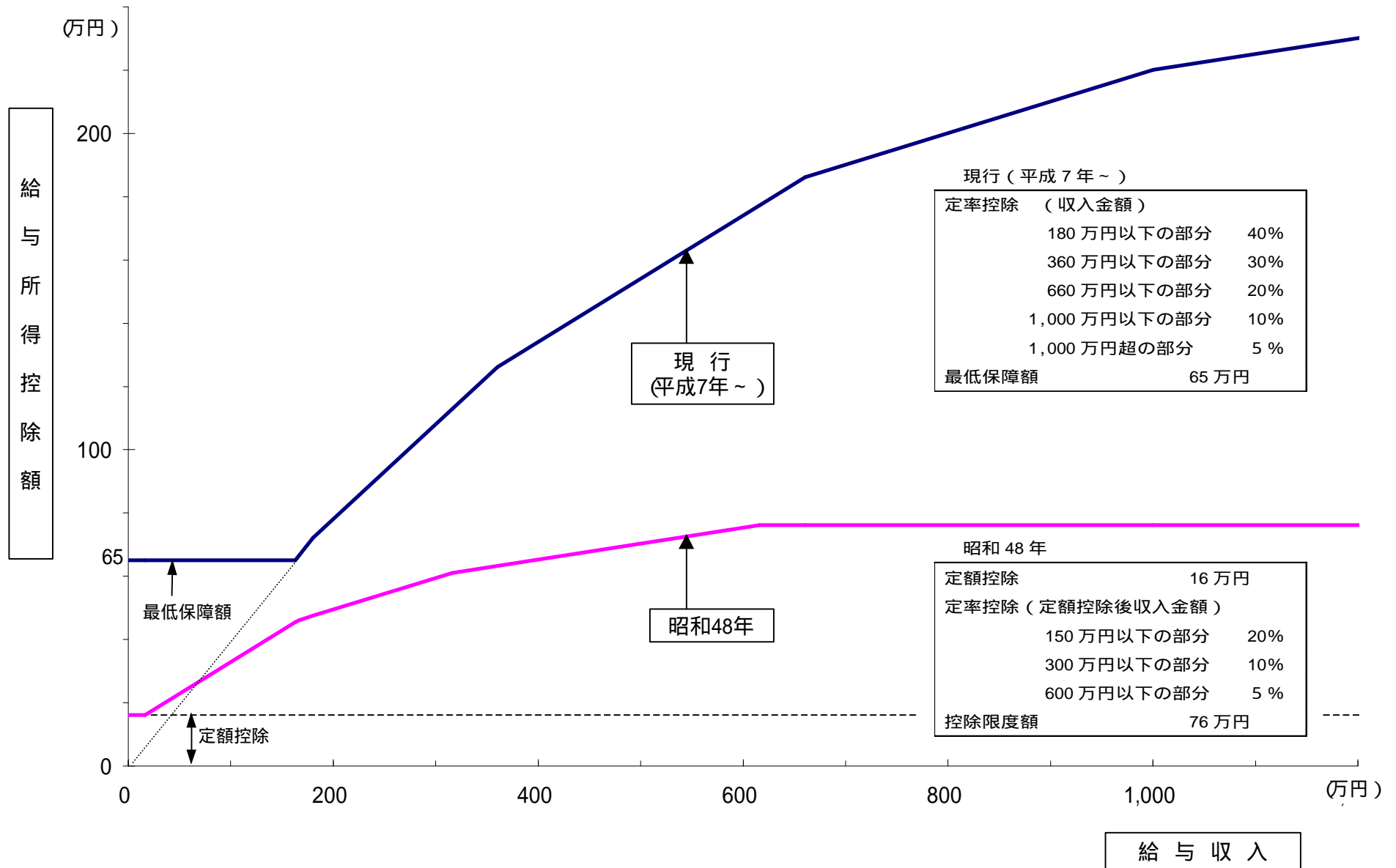
昭和32年 控除率を複数段階に設定 (収入に応じて逡減)

昭和36年 定額控除の導入 (定額控除と定率控除の組合せ)

昭和49年 最低控除保障額の設置 (定額控除と定率控除を統合)
控除限度額の廃止

区分		(参考)	49~ 54年	55~ 58年	59~ 63年	平成元~ 6年	7年~	
		昭和48年	万円	万円	万円	万円	万円	
定額控除		16						
定率控除	(最低保障)		(50)	(50)	(57)	(65)	(65)	
	控除率	40%		~ 150	~ 150	~ 165	~ 165	~ 180
		30%		~ 300	~ 300	~ 330	~ 330	~ 360
		20%	~ 150	~ 600	~ 600	~ 600	~ 600	~ 660
		10%	~ 300	600~	~ 1000	~ 1000	~ 1000	~ 1000
	5%	~ 600		1000~	1000~	1000~	1000~	
最高限度額		76						

給与所得控除制度 (給与収入に応じた給与所得控除)



勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成12年）

- ・ この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていると思われる品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。
- ・ したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、勤務に関連する部分もあるのではないかと いわれる支出であっても、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入5分位階級	年間収入額	年 間 支 出 額								(B)
	(A)	衣 料 品	身の回り品	理容・洗濯	文 具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
(~ 465)	4,182	15,284	8,026	12,988	1,613	38,320	184,053	7,168	267,452	6.4
(~ 581)	5,122	19,436	10,754	18,125	1,923	49,006	255,741	11,004	365,989	7.1
(~ 709)	6,363	27,093	10,529	20,450	2,424	56,299	283,757	15,145	415,697	6.5
(~ 867)	7,272	33,789	14,965	21,662	2,455	66,830	337,556	18,041	495,298	6.8
(867 ~)	9,611	43,610	24,352	30,677	2,576	87,430	416,628	19,780	625,053	6.5
平 均	6,510	27,842	13,724	20,781	2,198	59,577	295,547	14,228	433,897	6.7
支 出 品 目 別 内 訳		背広、男子コート、男子ズボン、男子ワイシャツ、他の男子シャツ	男子靴下、男子靴、傘ネクタイ、他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含んでいる可能性がある。			

- (備考) 1 この表は「家計調査」(総務省統計局)の「4人世帯<有業者1人>年間収入5分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

給与所得者の特定支出控除（昭和63年分～）

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

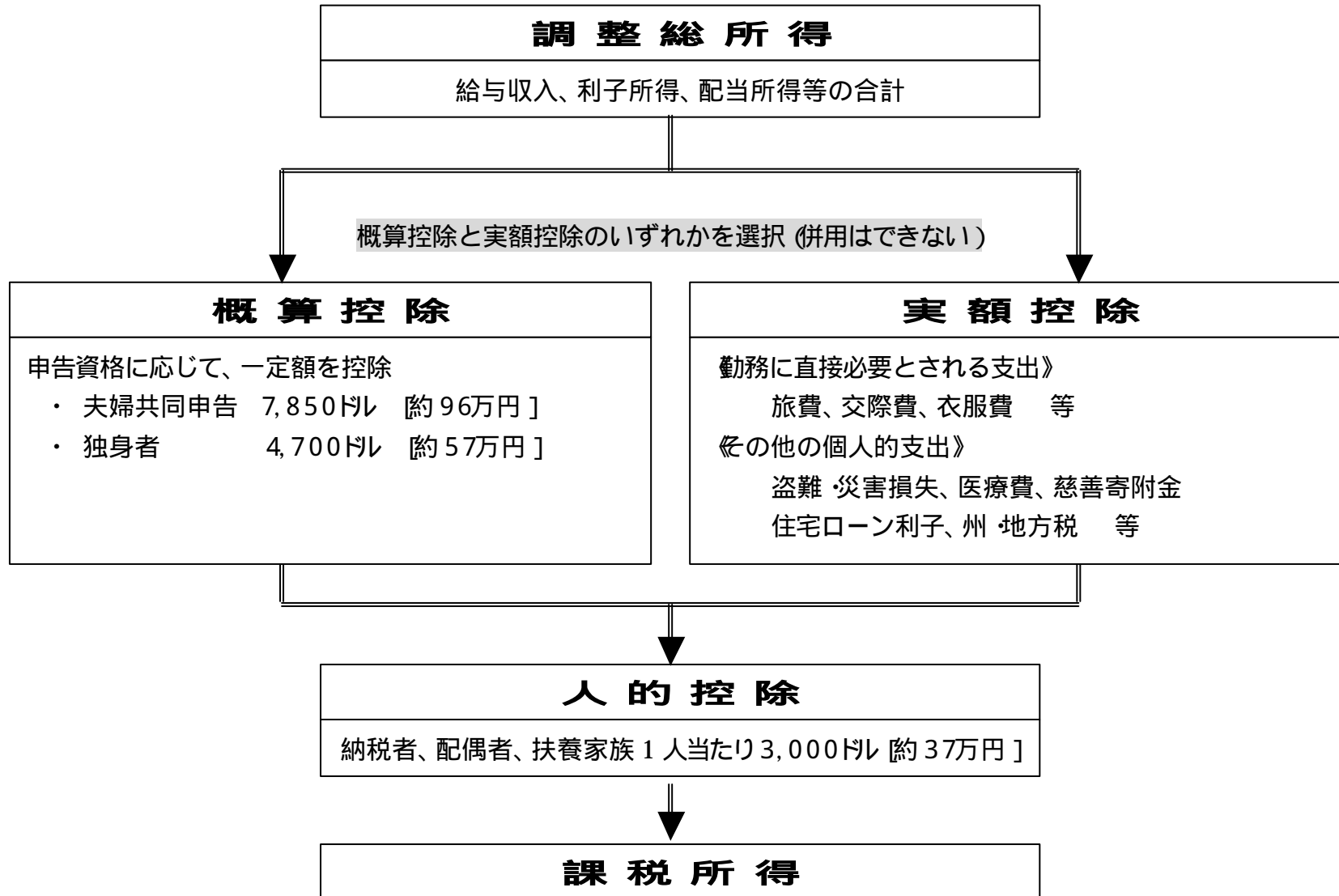
（注）平成12年分における特定支出控除の適用者数は7件。

主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要 (未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
概 算 控 除	給与所得控除 (定率) 給与収入に応じ、5段階の控除率 (40% ~ 5%) を適用 最低 65 万円	概算控除 (定額) 7,850 ドル (約5.8 万円) (夫婦共同申告の場合) (注) 概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。	な し	被用者概算控除 (定額) 1,044 ユーロ (11.3 万円) (注) 被用者概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 特別支出概算控除 (定額) 36 ユーロ (約0.4 万円) (注) 特別支出概算控除は、被用者概算控除に加え、一定の経費 (研修費等) の実額控除に代えて選択することができる。	必要経費概算控除 (定率・上限あり) 給与収入 (社会保険料控除後) の10% 最低 364 ユーロ (約3.9 万円) 上限 12,229 ユーロ (約132.1 万円) (注) 必要経費概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 給与所得控除 (定率・上限あり) 実額控除又は必要経費概算控除に加えて、当該控除後の所得の20% 上限 22,380 ユーロ (約241.7 万円)
給与所得者の必要経費の実額控除	特定支出控除 (下記の特定支出額が給与所得控除を超える部分)	下記の費用について実額控除可 (高額所得者には控除額の減額措置あり)	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可
通 勤 費	・通勤に通常必要な運賃			・通勤に通常必要な運賃 (自動車等による場合は限度あり)	・通勤に通常必要な運賃
転 勤 費	・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃 ・宿泊費 等	・転勤費用			・転勤費用
旅 費 等	・単身赴任者の帰宅旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰省費 等	・職務上の旅費
資格取得費、研修費、図書費	・研修費 (職務の遂行に直接必要な技術又は知識習得のためのものに限り) ・資格取得費 (職務に直接必要な資格取得の費用に限り)	・研修費 (職務上必要 (雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等) な技能の維持向上を目的とするものに限り) ・図書費 (職務上必要 (雇用主の要求がある場合等) な定期刊行物の購読費に限り)		・研修費 (職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するためのものに限り) ・図書費 (専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限り)	・資格取得費 (職業上の資格取得、学位論文の準備、印刷に関する費用に限り) ・図書費 (職業上必要な書籍等の購入費に限り)
衣 服 費		特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り	職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限り	職場のみで着用される職業用の衣服の費用に限り	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り
そ の 他		・交際費 (雇用主が負担を要求したことを証明した場合 (支出額の50%を限度) に限り) ・一定の職業上の団体の会費	・一定の職業上の団体の会費 (労働組合費は除く)	・交際費 (取引観念上適当でありかつその理由と額が書面により証明される場合 (支出額の80%を限度) に限り) ・一定の職業上の団体の会費	・交際費 (職業遂行上必要なものに限り) ・労働組合費

(注) 邦貨換算レート: 1ドル=122円、1ユーロ108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成13年6~11月の実勢相場の平均値)。

アメリカの給与所得者の課税所得計算フローチャート(イメージ)



税制の抜本的見直しについての答申（抄）
（政府税制調査会）（昭和61年10月）
— 特定支出控除関係 —

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

4 給与所得控除

(2) 給与所得控除のあり方

（中略）

以上の諸点を踏まえ、この際、給与所得控除の性格を明らかにする趣旨から、現行の給与所得控除を、以下に述べるように「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分け、その適用関係の整理を行うとともに、その上で、「勤務費用の概算控除」について、選択により現実に勤務に要した費用の控除ができるようにし、給与所得者にも申告納税の途を拓くこととはどうかと考える。

① 給与所得控除の性格の明確化

「勤務費用の概算控除」は、給与所得者が、勤務ないしは職務の遂行のために支出する費用を概算的に控除するものである。その場合、勤務費用とは、給与所得者が、一般に使用者の指揮命令に服して役務提供を行う対価として給与収入を得ているのであるから、例えば「その勤務又は職務の遂行のために支出した費用のうち、その者の職務に照らして通常必要であると認められるもので、その勤務又は職務の遂行以外のためには支出することがないと認められるもの」ということができよう。

他方、「他の所得との負担調整のための特別控除」は、端的には給与所得の担税力が弱いことに対する配慮である。いわゆるサラリーマンは、専ら身一つで、使用者の指揮命令に服して役務提供を行うことから、失業等の不安定性のほか、空間的・時間的な拘束や居住地選択の制限等他の所得にはみられない有形、無形の負担を余儀なくされていることは否定できず、しかも、その対価としてその役務の提供による成果のいかにかわりなくあらかじめ定められた定額の給与の支給を受けるにとどまるといった事

情に対してしん酌を加えるものである。

給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」に分ける場合、具体的にどのように分けるかについては、必ずしも客動的な基準があるわけではなく、給与所得控除額の各々二分の一相当額部分をもつて概算控除部分と特別控除部分とすることが適当であろう。

② 実額控除制度の導入

我が国においては、給与所得者の職務上必要な備品等に係る経費や職務に関し必要な旅費等は使用者が負担するのが通例であり、ほとんどの給与所得者にとっては自ら負担する必要経費の額が現行の給与所得控除の額あるいは概算控除の額を上回ることはほとんどないと考えられること、また、税制の簡素化を図る必要があること等の見地から、実額控除との選択制を導入するのは適当ではないのではないかとする指摘がある。

しかしながら、給与所得者の不満の一因が、勤務に伴う費用の実額控除が認められず、源泉徴収によつて課税関係が終了し、納税義務の確定手続に参画する途がないことにあるとすれば、たとえ実額控除を選択する事例が少ないこととなつても、サラリーマンが確定申告を通じて自らの所得税の課税標準及び税額を確定させることができる途を拓くことは、公平感の維持、納税意識の形成の上でも重要なことと考える。このような見地から、勤務に伴う費用の実額控除と概算控除との選択制を導入することが適当である。

なお、勤務費用の実額控除の選択制を導入する場合には、公平を確保し、適正な執行を図る見地から諸外国の例も参考にしつつ、分かりやすさ、執行の容易さ等をも考慮し、実額控除しうる勤務費用の範囲について、できるだけ具体的かつ明確な基準を設定する必要がある。加えて、実額控除の対象となる支出について、記帳・領収書・事業主の証明等によりその支出の事実が明らかなものとするなど、適正な申告と納税が行われるようにするために制度上配慮することが必要である。また、こうした制度が無理なく定着していくためには、納税者と執行当局の双方が長い年月をかけて地道な努力を積み重ねていくことが肝要であろう。

給与所得の源泉徴収制度の概要（未定稿）

	日 本	ド イ ツ	イ ギ リ ス	ア メ リ カ	フ ラ ン ス
源泉徴収の有無	あ り	あ り	あ り	あ り	な し
年末調整等	あ り （注） （原則としてその年最後に給与等の支払をする時）	あ り （翌年3月まで）	あ り 支払者は、給与の支払の都度、累計所得税について税額を計算して過不足を調整する。（年度末に年末調整をする必要なし）	な し 源泉徴収を受ける納税義務者も確定申告を行う。	/
源泉徴収義務者の納付の時期	給与を支払った月の翌月10日（一定の要件に該当する場合には、納期の特例等の特例措置あり）	前暦年納税額 800ユーロ以下...1/10 800ユーロ超～3,000ユーロ...3/10、6/10、9/10、12/10 3,000ユーロ超...毎月10日	各課税月（毎月5日までの1ヶ月間）終了後14日以内または選択により四半期毎	四半期毎	

（注）日本の年末調整は、年間の給与収入2,000万円以下の者について行われる。

わが国税制の現状と課題（抄） （政府税制調査会）（平成12年7月）

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

13. 納税を支える制度

(3) 源泉徴収・年末調整

（源泉徴収）

個人所得課税においては申告納税制度を基本としつつ、適正で確実な課税を確保し、納税者の便宜に配慮するなどの観点から、給与や利子等について、雇用主や金融機関などの支払者が支払の際に一定の税額を徴収して納付する源泉徴収制度（個人住民税においては特別徴収制度）が設けられています。主要国においても給与、利子等に対して一般的に源泉徴収が行われています。

（注）わが国所得税における平成10年分の源泉徴収義務者は749万人です。

（給与に係る源泉徴収・年末調整）

給与に対する納付の手続を見ると、源泉徴収義務者である給与の支払者は、給与の支払時に一定の税額を源泉徴収して、納付します。そして、その年の最後の給与を支払う際に、「年末調整」を行い、給与の総額に対する最終的な税額と、年間を通じて納付された源泉徴収税額の合計額との過不足を調整する仕組みになっています。基本的にはこの年末調整により税額が精算されるので、一般のサラリーマンは確定申告を要しないことになっています。

（注）サラリーマンについても複数の勤務先から給与を得ている場合、不動産の貸付けなどによる所得を得ている場合、医療費控除等の適用を受ける場合などは確定申告を行うことになります。

諸外国を見ると、ドイツにおいても年末に調整することとなっ

ており、イギリスにおいては給与の支払の都度、調整することとされています。これに対して、アメリカでは年末調整のような仕組みがありませんが、給与支払に際して源泉徴収は行われており、源泉徴収額と税額の精算は給与の支払を受ける納税者が確定申告において行っています。なお、フランスでは源泉徴収は行われていませんが、前年の税額が一定額以上の納税義務者には年2回、3分の1ずつを予納する義務があり、また、前年の税額を基準にした「月払い」を選択することも可能となっています。

給与の源泉徴収は適正な課税を担保し、納付の便宜、平準化などに資するために必要な制度です。給与所得について確定申告を行うこととすれば、源泉徴収は不要になるのではないかとの指摘がありますが、以上のように、年末調整を行うか確定申告を行うかという論点と源泉徴収を行うことは、別の次元の事柄であり、主要国でも、年末調整の有無にかかわらず、適正で確実な課税を担保する観点から、源泉徴収が広く行われていることに留意しなければなりません。

年末調整は、納税者の手続を簡便化し、納税に係る社会的な費用をできる限り最小化する仕組みとして評価できるものと考えられます。年末調整に代えて確定申告の途を広げていくとすれば、納税者の申告の事務負担や税務行政の定員・経費が増加することに留意しなければなりません。この点に関し、サラリーマン自らが年末調整の代わりに申告によって税額の精算、確定を行うことは、社会の構成員として社会共通の費用を分かち合っていく意識を高める観点から重要であると指摘されています。前述したように、仮に、選択肢として、現行の給与所得控除を勤務費用の概算控除としての性格をより重視する方向で見直すこととなれば、特定支出控除の選択的適用が増加し、確定申告により自ら税額の確定を行う途を広げることとなります。

所得税の確定申告書提出状況の推移

（単位：万人）

区分 \ 年分	昭和60年分	平成2年分	平成7年分	平成12年分
納税申告	737	855	802	727
還付申告	599	663	864	1,000
上記以外	204	213	261	311
合計	1,540	1,731	1,926	2,039

- （注）
1. 「納税申告」とは、申告納税額のあるものをいう。
 2. 「還付申告」とは、確定申告により源泉徴収された税額の一部又は全部の還付を受けるものをいう。
 3. 「上記以外」とは、確定申告書を提出する義務はあるが申告納税額の生じない者、または、確定申告書を提出する義務のない者から提出された申告をいう。

わが国税制の現状と課題（抄）
21世紀に向けた国民の参加と選択
（要約）

平成12年7月
税制調査会

7. 各種の所得
（退職所得）

勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映した**現行の退職所得課税の仕組みについては**、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、**今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要がある**と考えられます。

（事業所得）

事業所得を稼得する納税者が、適正に申告・納税するためには、正確な記帳が必要です。適正な記帳を奨励するため、シャープ勧告を受けて、青色申告制度が設けられ、一般の記帳より水準の高い記帳を行う納税者に対して優遇措置が講じられています。青色申告が一層普及し、正確な記帳が行われることは今後とも重要です。

事業所得と給与所得など各種の所得間の不均衡感の問題については、税務執行体制の充実を図りながら、納税環境の整備など、より一層の課税の公平の確保に努め、青色申告の一層の普及など、納税者の自覚と協力を得つつ、適正な申告水準の維持、向上を図ることが重要です。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

$$\text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{税率}$$

退職所得控除額の主な沿革

年分	控除の内容
昭和25年	収入の15%（変動所得として5年間の平均課税）
27年	15万円（半額分離課税）
34年	勤続年数のうち { 40才までの年数 1年につき 3万円 40才超50才までの年数 " 4万円 50才超の年数 " 5万円 最低20万円、最高100万円、障害退職加算50万円
36年	最高限度 廃止
42年	勤続年数 { 10年まで 1年につき 5万円 10年超20年まで " 10万円 20年超30年まで " 20万円 30年超 " 30万円 最低20万円、障害退職加算50万円
50年	勤続年数 { 20年まで 1年につき 25万円 20年超 " 50万円 最低50万円、障害退職加算100万円
平成元年 (63.12改正)	勤続年数 { 20年まで 1年につき 40万円 20年超 " 70万円 最低80万円、障害退職加算100万円

退職所得の課税状況の推移

\	昭和60年分	平成2年分	平成7年分	平成12年分
支払金額	65,140億円	93,013億円	131,371億円	124,984億円
源泉徴収税額	2,096億円	1,619億円	2,415億円	2,942億円

(備考) 国税庁「統計年報書(12年分は税務統計速報)」により作成。

(参考) モデル退職金の支給状況・退職所得控除額

(単位:万円)

\ 勤続年数		5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	38年
調査年分	\								
昭和60年	モデル退職金支給額	66	192	412	788	1,322	1,999	2,208	-
	退職所得控除額	125	250	375	500	750	1,000	1,150	-
平成13年	モデル退職金支給額	88	256	525	949	1,527	2,315	2,619	2,796
	退職所得控除額	200	400	600	800	1,150	1,500	1,710	2,060

(注) 上記のモデル退職金支給額は、大卒、事務・技術労働者、男子、会社都合による退職を前提としたものである。

(備考) 中央労働委員会「退職金、年金及び定年制事情調査」により作成。

各国における退職金課税（未定稿）

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>なし</p> <p>(注)10分10乗課税等が認められていたが、1986年の税制改正により原則として廃止されている。ただし、経過措置として、1985年12月31日以前に50歳に達していた者には10分10乗課税の適用が認められている。</p>	<p>30,000ポンド（522万円）の控除が認められる。</p>	<p>5分5乗方式</p> <p>退職金の5分の1に他の所得を合算し、算出した所得税額から、他の所得のみで算出した所得税額を引いた額の5倍を退職金に係る所得税額として課税する。</p>	<p>3,050ユーロ(33万円)の控除が認められる。</p>

邦貨換算率は、1ポンド = 174円、1ユーロ = 108円。

退職年金制度を有する企業の形態別構成比

(単位：%)

企業規模		退職金制度がある企業		退職一時金制度のみ の企業	退職年金制度のみの企業	退職一時金退職年金制度 を併用する企業
計	昭和 60 年	(89.0)	100.0	51.9	14.3	33.8
	平成 元	(88.9)	100.0	49.3	11.3	39.3
	5	(92.0)	100.0	47.0	18.6	34.5
	9	(88.9)	100.0	47.5	20.3	32.2
1,000人以上	60	(99.9)	100.0	18.1	10.1	71.8
	元	(99.5)	100.0	13.6	12.5	73.9
	5	(99.7)	100.0	10.6	19.8	69.6
	9	(99.5)	100.0	9.6	22.7	67.7
300～999人	60	(98.5)	100.0	32.0	16.8	51.1
	元	(98.6)	100.0	26.9	16.4	56.7
	5	(98.7)	100.0	19.4	26.4	54.2
	9	(97.7)	100.0	17.6	31.2	51.3
100～299人	60	(94.9)	100.0	40.4	17.0	42.5
	元	(94.1)	100.0	40.8	13.0	46.2
	5	(95.2)	100.0	37.7	21.6	40.7
	9	(95.9)	100.0	35.2	23.1	41.7
30～99人	60	(86.1)	100.0	58.8	13.3	27.8
	元	(86.1)	100.0	55.7	10.2	34.0
	5	(90.1)	100.0	54.3	16.7	29.0
	9	(85.7)	100.0	56.1	18.2	25.8

- (備考) 1. 「賃金労働時間制度等総合調査」(厚生労働省)による。
 2. 企業規模は、同一企業に属する従業員数による。
 3. ()書は、全企業に対する退職金制度採用企業の割合である。

(退職年金制度がある企業)

退職金制度の形態別男子定年退職者の退職金 (60年調査と9年調査との比較)

学歴・労働者の種類 勤続年数階級		計				退職一時金制度のみ				退職年金制度のみ				両制度の併用			
		60年		9年		60年		9年		60年		9年		60年		9年	
		退職金額	月収換算	退職金額	月収換算	退職一時金額	月収換算	退職一時金額	月収換算	退職年金現価額	月収換算	退職年金現価額	月収換算	退職金額	月収換算	退職金額	月収換算
旧大・新大卒 (管理・事務・技術職)	計	万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分	万円	月分
	20～24年	1,885	39.1	2,871	45.3	1,479	34.2	1,782	29.6	1,731	39.1	2,758	47.6	2,090	40.9	3,047	46.6
	25～29	1,010	24.4	1,088	20.6	958	22.7	1,097	19.5	865	23.2	1,109	22.4	1,083	26.3	1,068	21.7
	30～34	1,640	34.4	1,762	32.3	1,316	30.5	1,529	27.0	1,454	33.2	1,740	30.4	1,811	36.0	1,816	34.1
	35年以上	2,074	41.6	2,743	42.5	1,727	38.4	1,818	29.6	1,739	40.4	2,716	50.5	2,265	42.7	2,912	42.9
旧中・新高卒 (管理・事務・技術職)	計	1,397	38.6	1,969	41.6	998	30.9	1,304	31.5	1,070	33.1	1,803	39.8	1,692	43.2	2,145	43.7
	20～24年	685	21.5	929	25.7	558	18.5	447	16.7	724	22.5	815	18.6	874	25.7	1,148	30.3
	25～29	1,014	30.5	1,269	29.7	890	27.5	589	15.3	844	29.1	1,094	27.2	1,197	33.9	1,505	33.6
	30～34	1,350	38.2	1,714	36.4	1,106	34.7	1,484	33.7	1,180	37.0	1,413	30.7	1,541	40.4	1,884	39.2
	35年以上	1,878	47.4	2,231	45.3	1,518	43.4	1,628	36.3	1,247	35.8	2,085	45.1	2,046	49.3	2,371	46.6

(注) 1. 「退職金額」とは、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は退職年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度の併用の場合は退職一時金額と退職年金現価額の合計である。

2. 「退職年金現価額」とは何年間にわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して現在の金額に換算した値をいい、厚生年金掛金のプラス・アルファ部分を含む。

3. 「月収換算」とは、退職時の所定内賃金に対する退職金額の倍率をいう。

4. 勤続20年以上かつ45歳以上のものである。

(備考) 厚生労働省「賃金労働時間制度等総合調査」により作成。

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 $(\text{災害損失の金額} + \text{災害関連支出の金額}) - \text{年間所得金額} \times 10\%$ $\text{災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$
医 療 費 控 除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ 10\text{万円} \\ \text{年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ <p style="text-align: right;">（最高限度額 200万円）</p>
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円）
損害保険料控除	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	特定寄付金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{特定寄付金の合計額} \\ \text{年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right\} - 1\text{万円} = \text{寄付金控除額}$

わが国税制の現状と課題（抄）
21世紀に向けた国民の参加と選択
（要約）

〔平成12年7月〕
〔税制調査会〕

6. 所得控除

医療費控除等の**その他の控除についても**、経済社会の構造変化を考慮し、制度の趣旨を踏まえつつ、公平・中立・簡素の観点から、**控除のあり方について検討を加えることが必要**です。

新規控除や既存の控除の上乗せなど、様々な国民の生活態様の中から特定の条件や家計支出（所得の処分）を抜き出して斟酌する種々の措置を講じることについては、制度がいたずらに複雑になりかねず、また、そもそも稼得された「所得」に負担を求める個人所得課税の性格から、基本的に適当でないと考えられます。

雑損控除

1 制度の概要

住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合には、次の金額が「雑損控除」として所得控除できる。

(—— 適用下限額)

次のいずれか多い方の金額

(災害損失の額 + 災害関連支出の金額) - 年間所得金額 × 10%

災害関連支出の金額 - 5万円

(注) 災害関連支出の範囲

- (イ) 損壊等した住宅家財等の取壊し、除去等のための支出
- (ロ) 災害がやんだ日の翌日から1年以内にした次に掲げる支出
 - ・ 災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ・ 住宅家財等の使用可能な原状回復のための支出
 - ・ 住宅家財用の損壊等を防止するための支出
- (ハ) 災害によって住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると見込まれる場合における被害の拡大、発生を防止するため緊急に必要な措置のための支出

2 雑損控除の沿革

年	適用下限額
昭和25年	(昭和25年創設) 年間所得金額 × 10%
56	次のいずれか低い方の金額 { 災害関連支出 …… 5万円 { その他 …… 年間所得金額 × 10%

(参考) 災害減免法との関連

住宅家財等について災害によって受けた損失の金額が、住宅家財等の時価の50%以上である場合には、雑損控除との選択により、その年分の所得税額の軽減又は免税を受けることができる。

- 年間所得金額が500万円以下である場合 …… 全額免除
- ” 500万円を超え750万円以下である場合 …… 50%相当額軽減
- ” 750万円を超え1,000万円以下である場合 …… 25%相当額軽減

医療費控除

1 制度の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

(—— 適用下限額)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ 10万円 \\ \text{年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \left\{ \begin{array}{l} \text{最高限度額} \\ 200万円 \end{array} \right\}$$

(注) 控除対象とされる医療費の範囲(所令207)

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ) 病院、診療所、指定介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
- (ヘ) 助産師による分べんの介助の対価

2 医療費控除の沿革

区分	医療費控除	
	適用下限額	最高限度額
	(昭和25年創設)	
昭和25年	年間所得金額 × 10%	10万円
28	年間所得金額 × 5%	15万円
40	"	30万円
45	次のいずれか低い方の金額 { 10万円 年間所得金額 × 5%	100万円
50	次のいずれか低い方の金額 { 5万円 年間所得金額 × 5%	200万円
63	次のいずれか低い方の金額 { 10万円 年間所得金額 × 5%	"

医療費控除の適用状況の推移

区 分	申告納税者数	適用者数	適用割合	控 除 額	1人当たり 控除額	(参 考)		
						還付申告者数	適用者数	適用割合
昭和 年	万人	万人	%	億円	万円	万人	約 万人	%
60	736	108	14.7	1,772	16.4	599	138	23.0
平成 2 年	855	96	11.2	1,988	20.8	663	84	12.6
7	802	100	12.4	2,177	21.9	864	112	13.0
12	727	110	15.1	2,437	22.2	1,000	131	13.1

(備考) 国税庁「申告所得税の実態」等により作成。

(参考) 還付申告者に係る医療費控除適用者数は、還付申告者数に還付申告の主たる発生原因が医療費控除である場合の割合(サンプル調査)を乗じて計算している。

社会保険料控除

1. 制度の概要【昭和27年創設】

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。

2. 控除対象とされる社会保険料の範囲

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> イ 健康保険の保険料 ロ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税 ハ 介護保険の保険料 ニ 雇用保険の保険料 ホ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金 ヘ 農業者年金の保険料 ト 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金 | <ul style="list-style-type: none"> チ 船員保険の保険料 リ 国家公務員共済組合の掛金 ヌ 地方公務員等共済組合の掛金 ル 私立学校教職員共済制度の掛金 ヲ 国会議員互助年金の納付金 <p style="text-align: right;">等</p> |
|--|---|

3. 適用状況の累年比較

区 分	給与額 (a)	適用者数	適用割合	控 除 額 (c)	一人当たり 控除額 (c)/(b)	(c)/(a)
			(b)		(c)/(b)	
	兆円	万人	%	億円	万円	%
昭和60年	118	2,910	92.9	80,892	28	6.9
平成2年	148	3,102	94.1	115,205	37	7.8
7年	178	3,426	95.0	160,144	47	9.0
12年	180	3,416	96.3	178,687	52	9.9

寄付金控除

制度の概要

特定寄付金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金（注1）
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金（注2）
- ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄付金（注3）
- ⑤ 政治活動に関する寄付金（特定の政治献金）（注4、5）

$$\text{寄付金控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄付金の} \\ \text{合計額（その額が総所得の25\%相} \\ \text{当額を超える場合には、総所得の} \\ \text{25\%相当額が限度）} \end{array} \right] - 1 \text{万円}$$

（注1）指定寄付金

公益法人等に対する寄付金のうち、次に掲げる要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの

- 広く一般に募集されること
- 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

（注2）特定公益増進法人に対する寄付金

- ① 公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄付金
- ② 特定の目的を有する認定特定公益信託に信託財産として支出される金銭

（注3）認定特定非営利活動法人に対する寄付金

特定非営利活動法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定特定非営利活動法人）に対する寄付金（特定非営利活動に係る事業に関連するもの）

（注4）政治活動に関する寄付金（特定の政治献金）

- ① 次の政治団体に対する寄付であって、政治資金規正法により報告されたもの
 - (1) 政党（注5）
 - (2) 政治資金団体（注5）
 - (3) その他の政治団体
 - ・ 国会議員が主宰又はその主な構成員が国会議員である政治団体
 - ・ 国会議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は政令指定都市の議会の議員若しくは市長の後援団体等
- ② 公職の候補者に対し、その公職に係る選挙運動に関してなされる寄付であって、公職選挙法により報告されたもの

（注5）政党又は政治資金団体に対する献金については、寄付金控除に代えて、次の税額控除を選択することができる。

$$\text{政党等寄付金特別控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した政党等} \\ \text{に対する寄付金の合計額} \\ \text{特定寄付金と合わせて} \\ \text{所得の25\%相当額が} \\ \text{限度} \end{array} \right] - 1 \text{万円} \times 30\%$$

（税額控除：所得税額の25%相当額を限度）

2. 沿革（昭和37年創設）

区分	控除率	限度額	
		適用下限額	最高限度額
昭和 年 37	税額控除 (控除率20%)	次のいずれか低い方の金額 30万円 年間所得金額×3%	年間所得金額×10%
39	" (控除率30%)	"	年間所得金額×20%
41	"	"	年間所得金額×30%
42	所得控除	次のいずれか低い方の金額 20万円 年間所得金額×3%	年間所得金額×15%
43	"	次のいずれか低い方の金額 10万円 年間所得金額×3%	"
48	"	"	年間所得金額×25%
49	"	1万円	"

3. 適用状況の推移

年分	適用人員 (万人)	控除額 (億円)	一人当たりの 控除額(万円)
昭和60年分	8	227	28.7
平成2年分	9	342	36.3
平成7年分	12	419	34.2
平成12年分	11	310	27.6

(備考) 国税庁「統計年報書(12年分は税務統計速報)」により作成。

4. 階級別適用状況(平成12年分)

階級 (万円)	適用人員 (人)	控除額 (百万円)	一人当たりの 控除額(万円)
~100	547	28	5.1
~200	5,930	351	5.9
~300	6,990	565	8.1
~500	16,847	1,845	11.0
~800	14,493	2,614	18.0
~1,000	9,740	1,241	12.7
~2,000	31,641	7,885	24.9
~3,000	10,484	3,561	34.0
~5,000	9,406	4,012	42.7
5,000~	6,183	8,854	143.2

(備考) 国税庁「税務統計速報」により作成。

主要国における寄付金の取扱い

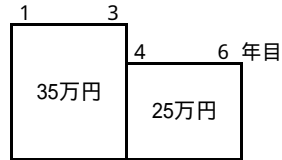
	寄付金の種類	所得税の控除限度額の計算
日本	<p>国又は地方公共団体に対する寄付金</p> <p>指定寄付金</p> <p>特定公益増進法人に対する寄付金</p> <p>認定NPO法人に対する寄付金</p>	<p>次の額を限度として所得から控除する</p> <p>その年中に支出した寄付金の 合計額 (所得の25%相当額が限度)</p> <p>— 1万円</p>
アメリカ	<p>特に公益性の強い団体に対する寄付金（連邦・州・地方政府等に対する公共の目的の寄付金を含む）</p> <p>その他の一定の公益団体に対する寄付金</p>	<p>調整総所得の50%を限度として所得控除 (注)調整総所得とは一定の経費を控除後の所得</p> <p>調整総所得の30%を限度として所得控除 ただし、特に公益性の強い団体に対する 寄付金の控除と合計して調整総所得の 50%を限度</p>
イギリス	慈善団体に対する寄付金	寄贈者は寄付金全額を所得控除できる
ドイツ	慈善、教会、宗教、学術目的及び特に奨励に値すると認められる公益目的の寄付金	<p>以下のいずれか大きい金額を限度として所得控除</p> <p>①年間の総売上高と賃金の合計額の0.2%</p> <p>②所得の5%（慈善、学術目的及び特に奨励に値すると認められる文化目的の寄付金については10%）</p>
フランス	<p>特に公益性の強い団体に対する寄付金 (宗教団体、慈善団体等)</p> <p>その他の一定の公益団体に対する寄付金</p>	<p>寄付金額（課税所得の10%以下）の50%の 税額控除</p> <p>(注) 課税所得とは所得控除後の所得 ただし、特に社会的弱者の救済を目的 とする公益団体については、寄付金額 (400ユーロ以下)の60%の税額控除</p>

住宅ローン控除制度の概要

平成9・10年居住分

(ローン残高)(控除率)

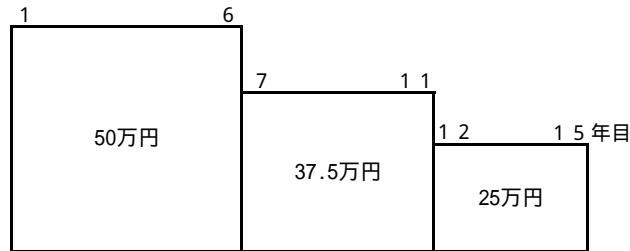
	1～3年目	4～6年目
～3,000万円	0.5%	0.5%
～2,000万円	1.0%	1.0%
～1,000万円	2.0%	1.0%



平成11・12年・13年前期居住分

(ローン残高)(控除率)

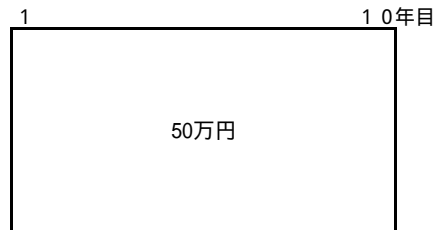
	1～6年目	7～11年目	12～15年目
～5,000万円	1.0%	0.75%	0.5%



平成13年後期・平成14・15年居住分

(ローン残高)(控除率)

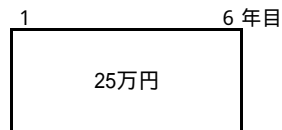
	1～10年目
～5,000万円	1.0%



平成16年居住分

(ローン残高)(控除率)

	1～6年目
～3,000万円	0.5%
～2,000万円	1.0%

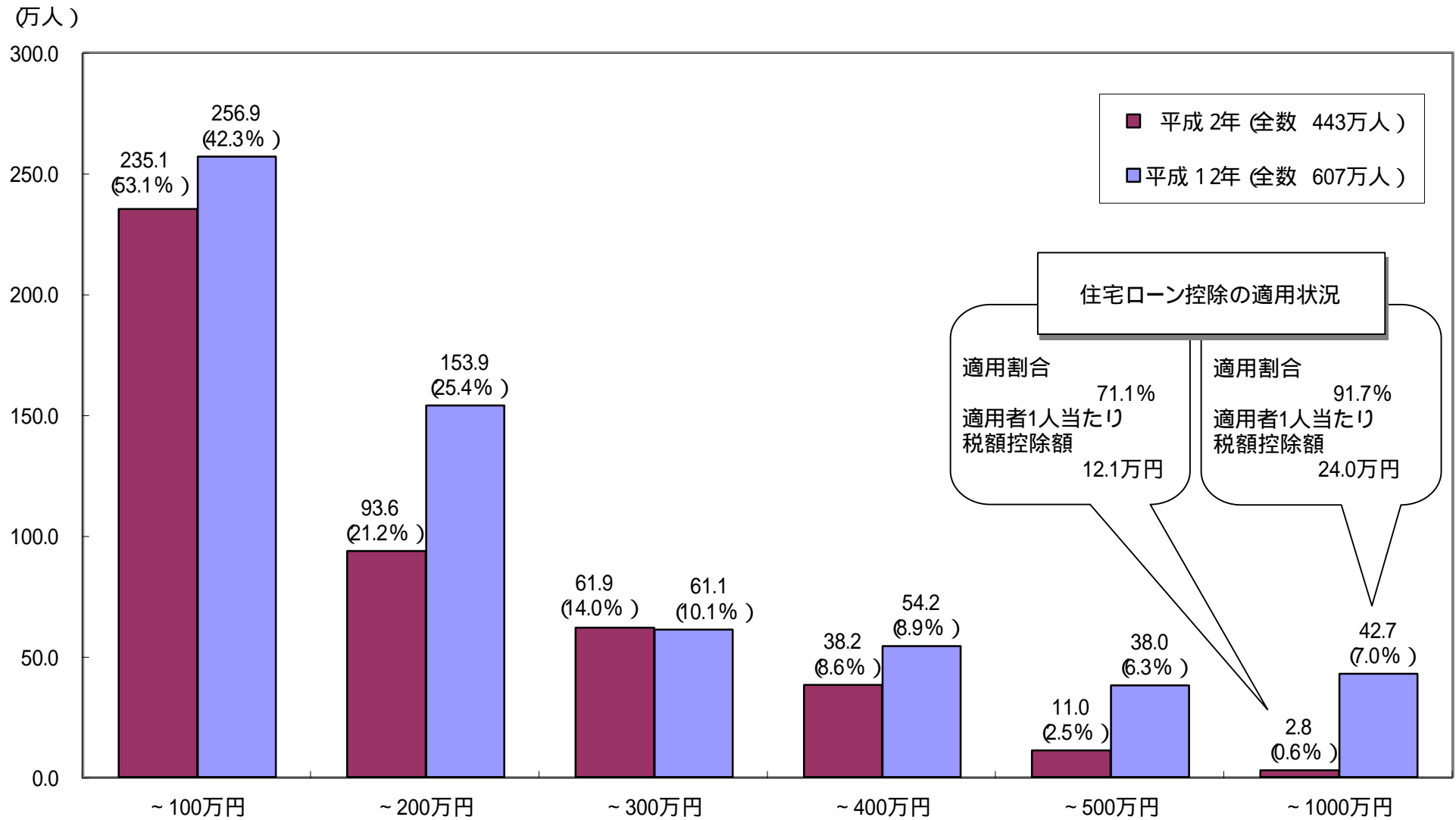


住宅ローン控除の適用により その年の所得税額が
ゼロとなる給与収入金額

	夫婦2人	夫婦1人	夫婦のみ	独身
年50万円の所得税額控除の場合	934.8万円	858.7万円	811.2万円	716.2万円
年30万円の所得税額控除の場合	793.8万円	715.0万円	667.5万円	560.0万円
年15万円の所得税額控除の場合	598.6万円	508.6万円	454.3万円	343.3万円
(参考) 課税最低限	384.2万円	283.3万円	220.0万円	114.4万円

(注) 夫婦2人の場合、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。

給与階級別の所得税の非納税者数 (民間給与所得者)



(備考) 民間給与の実態(1年を通じて勤務した者) (平成2年、12年)による。
 ()内は非納税者(1年を通じて勤務した者)全体に占める各階級別の構成比